

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年3月29日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
教育委員会	教育総務課 教育研究所 児童生徒支援課
子ども未来部	子ども家庭・若者課 子育て相談センター

(2) 監査の時期 令和5年12月21日から令和6年1月24日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和4年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：教育総務課

重点項目
・小学校施設維持管理費〔現年度予算分・繰越明許予算分〕 ・中学校施設維持管理費〔現年度予算分・繰越明許予算分〕
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：教育研究所

重点項目
・教育研究所運営費のうち教育研究所運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：児童生徒支援課

重点項目
・学校支援対策推進費のうち学校問題相談支援費 ・児童生徒支援費のうち児童通学支援費及び不登校支援フリースクール利用助成費
意見
① 児童通学支援制度は、遠距離通学による児童の負担軽減を図るもので、路線バスを利用する通学を認め、その運賃を支援するものであるが、バス事業者の収益環境の悪化や運転手の確保難などを背景に減便の影響やコロナ禍における不規則な登下校により臨時便の運行経費の増大や令和4年度からは新たに続行便の経費を負担するようになり、当該支援制度の事業費は増加の一途を辿っている。各経費の精査、節減など事業費の抑制はもとより、事業全体を見直す機会であると思われる。
② スクールソーシャルワーカーやいじめ等問題行動対策アドバイザーは、業務委託をしており、この形態は当初の仕様書に基づいた業務執行になるが、個々の学校の実態や個別の事象に臨機に対応しようとする、仕様に想定していない業務が発生するなど柔軟な対応が求められることから、指揮命令権を持つ雇用形態の方が対応を効果的に進められるのではないかと考えられる。

●監査対象：子ども・家庭若者課

重点項目
・児童健全育成事業費のうち草津っ子サポート事業費および多胎児養育支援ヘルパー派遣費 ・母子・父子福祉対策費のうちひとり親家庭等支援費
意見・指摘事項

- ① 契約書に親会社の名称を記載せず、事業所の名称で親会社の代表取締役名、代表者印で契約書を作成していたことから、事業を委託するにあたり、基本となる事項を取り決め、当事者双方が合意した証である契約書は重要なものであり、契約締結の権限の有無をよく確認されるなど、適正な契約事務を執行されたい。

●監査対象：子育て相談センター

重点項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童健全育成事業費のうち子育て支援センター運営費 ・ 母子保健衛生費のうち妊婦健診費
意見・指摘事項
<p>① 妊婦健康診査等委託料の負担行為変更書において、所管副部長専決を得ず、財政課合議も回付しないまま執行されていたことから、会計規則、事務決裁規程等を遵守し、適正な事務執行をされたい。</p> <p>② 事業連携協定書開催要項において、「事業終了後、事業費を精算し、草津市へ報告する。」とされているが、子育て支援プレミアム企画ウインターコンサートにおいて市への報告書は確認できなかったことから、協定において定めた事項は確実に履行し、遅滞時には適時適切な指導を行い、事業実施後の事業費や市の負担額の確認など適正に事務を執行されたい。</p>

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

[出資団体]

監査対象団体：草津まちづくり株式会社

監査実施期日：令和6年2月22日

[公の施設の指定管理者]

監査対象団体：社会福祉法人ご縁会、特定非営利活動法人スポキッズ

監査実施期日：令和6年2月20日から令和6年2月21日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、出資団体については、出納その他の事務について、関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているか、出資目的に合致した事業運営、適正で効率的、効果的な事業運営がなされているか、また所管所属が監査対象団体に対して適切な指導監督を行っているかという観点から、公の施設の指定管理者については公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和4年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属

での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、出資団体については、設立目的に沿った事業運営が行われ、会計経理及び財産管理は適切で、市の出資目的および出資金額等は妥当であり、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているものと認められ、公の施設の指定管理者については、令和4年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津まちづくり株式会社（都市地域戦略課）

監査対象項目
令和4年度における草津まちづくり株式会社の運営状況（経理等の事務処理など）
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：社会福祉法人ご縁会（子ども・若者政策課）

監査対象施設（公の施設）
のびっ子老上西
指定管理の業務範囲
(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) クラブの施設および設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
意見・指摘事項
【社会福祉法人 ご縁会】 ① 事業計画書等の書類の提出にあたっては、記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認したうえで提出されたい。 ② 利用者に対し、おやつ代の精算報告をされたい。 また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、市と協議のうえ正確に表示されたい。 ③ 基本協定の規定に基づき、事業報告書を作成し、提出されたい。 ④ 仕様書に則り、物品管理簿を整備された上、市への報告も確実に実施されたい。 ⑤ 第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残されたい。
【子ども・若者政策課】 ① 事業計画書の記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認されたい。3月末

<p>の提出では、確認や訂正の期間がないことから、提出期限を検討されたい。</p> <p>② おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。 また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、指定管理者と協議されたい。</p> <p>③ エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。 また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。</p> <p>④ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。</p> <p>⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。</p>

●監査対象：特定非営利活動法人スポキッズ（子ども・若者政策課）

監査対象施設（公の施設）
のびっ子老上
指定管理の業務範囲
<p>(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務</p> <p>(2) クラブの施設および設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>
意見・指摘事項
<p>【特定非営利活動法人 スポキッズ】</p> <p>① 基本協定の規定に基づき、事業報告書を作成し、提出されたい。</p> <p>② 第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残されたい。</p> <p>③ 仕様書に則り、物品管理簿を整備された上、市への報告も確実に実施されたい。</p> <p>④ 利用者に対し、おやつ代の精算報告をされたい。</p> <p>【子ども・若者政策課】</p> <p>① エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。 また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。</p>

- ② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。
- ③ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。
- ④ おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。